

## 第十六節 出願中の諸手続の一般原則

### 1. 出願番号の表示

特許庁長官は、願書を受理したときはこれに出願番号を付し、その番号を出願人（代理人）に通知します。以後、その出願に関して特許庁に手続するとき（例えば、手続補正書等の中間書類の提出）は、必ずその出願番号の表示をしなければなりません。

### 2. 一件一通主義と電子手続

#### (1) 一件一通主義の原則

出願等の手続は、書面の提出により行うことを前提として「書面は、法令に別段の定めがある場合を除き、一件ごとに作成しなければならない。」とされ、一件一通主義が採用されています（特施規1(2)）。

すなわち当該事件に関し提出すべき書面は、手続ごとに作成しなければなりません。

#### (2) 多件一通方式による手続

(A) 「法令に別段の定めがある場合」とは次に示す①から⑫までであり、同一法域内の2以上の事件に係る手続であって、手続者が同一であり、かつ、手続の内容が同一の場合は、一通の書面で2以上の事件に係る手続を行うことができます。

- ① 特許権の存続期間の延長登録の出願人の氏名（名称）、住所（居所）又は印鑑の変更の届出（特施規9(2)）
- ② 特許権の存続期間の延長登録の出願人の氏名（名称）又は住所（居所）の変更の届出と登録名義人（特許権者に限る。）の表示変更の登録申請（特施規9(3)）
- ③ 出願人の代理人選任等の届出（特施規9の2(3)）
- ④ 出願人及び特許権者の代理人選任等の届出（特施規9の2(3)）
- ⑤ 発明者又は出願人若しくはその代理人の氏名（名称）、住所（居所）又は印鑑に係る手続の補正（特施規11(2)）
- ⑥ 出願人に係る手続の補正と登録名義人（特許権者に限る。）の表示更正の登録申請（特施規11(3)）
- ⑦ 出願人名義変更の届出（特施規12(2)）
- ⑧ 出願人名義変更の届出と特許権移転登録の申請（特施規12(3)）
- ⑨ 外国語書面の翻訳文の提出に係る回復理由書（特施規25の7(8)）
- ⑩ 特許出願等に基づく優先権の主張の提出に係る回復理由書（特施規27の4の2(6)）
- ⑪ パリ条約の例による優先権の主張の提出に係る回復理由書（特施規27の4の2(7)で準用する同規則27の4の2(6)）
- ⑫ 出願審査請求書の提出に係る回復理由書（特施規31の2(9)）

#### (B) 多件一通方式による書類の作成要領

- ① 多件一通方式による平成2年12月1日以後の特許出願に係る出願人名義変更と特許権の

移転登録の申請を行う場合の「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書」の作成要領

特許出願人名義変更届及び移転登録申請書は、特許法施行規則第12条に定める様式第18により作成します。

イ. 出願人名義変更と特許権の移転登録の申請を行う場合の作成例

<p>【書類名】 特許出願人名義変更届及び移転登録申請書</p> <p>(【提出日】 平成 年 月 日)</p> <p>【あて先】 特許庁長官 殿</p> <p>【事件の表示】 別紙のとおり -----</p> <p>【登録の目的】 本特許権の移転</p> <p>【承継人及び申請人（登録権利者）】</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>【譲渡人及び申請人（登録義務者）】</p> <p>・</p>	
	↓
<p>【別紙】</p> <p>【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】</p> <p>特願○○○○-○○○○○○○、 特願○○○○-○○○○○○○、</p> <p>特願○○○○-○○○○○○○、 特願○○○○-○○○○○○○、</p> <p>特願○○○○-○○○○○○○ 特願○○○○-○○○○○○○、</p> <p>【移転登録申請に係る特許番号】</p> <p>特許第○○○○○○○○○号、 特許第○○○○○○○○○号、</p> <p>特許第○○○○○○○○○号、 特許第○○○○○○○○○号、</p> <p>↑----- 事件の表示の区切りには読点「、」を付します。</p>	

ロ. 作成上の注意事項

- (a) 多件一通方式による手続は、書面手続に限り行うことができます。
- (b) 特許印紙、登録免許税に係る収入印紙は、別の用紙に区別してはり、それぞれの印紙の上には、「手数料 円」、「登録免許税 円」のようにその印紙の合計額を記載します。
- (c) 【事件の表示】の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に【別紙】と記載し、出願番号、特許番号を記載します。
- (d) 出願に係属中の事件（平成2年12月1日以降の出願）については、各件ごとに電子化手数料が必要になります。

- ② 多件一通方式による平成2年12月1日以後の特許出願についての出願人に係る手続補正書と登録名義人（特許権者）の表示更正登録の申請を行う場合の手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書の作成要領

手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書は、特許法施行規則第11条に定める様式第13により作成します。

イ. 住所の補正及び更正の場合の作成例

【書類名】 手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書  
（【提出日】 平成〇〇年〇月〇〇日）  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【事件の表示】 別紙のとおり  
【補正をする者及び申請人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】 ← 識別番号を記載しても住所の省略はできません。  
【氏名又は名称】  
【代表者】 印  
【手続補正 1】  
【補正対象書類名】 特許願  
【補正対象項目名】 特許出願人  
【補正方法】 変更  
【補正の内容】  
【特許出願人】  
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1  
【氏名又は名称】 特 許 株 式 会 社  
【更正に係る表示】  
【更正前の表示】 東京都千代田区霞が関 1 - 3  
【更正後の表示】 東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1  
【登録の目的】 登録名義人の表示更正  
【非課税である旨の申出】 住居表示の実施による表示の更正の登録の申請

【別紙】  
【手続の補正に係る事件の表示】  
特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇、 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇、  
特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇、 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇、  
特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇、 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇、  
【表示更正登録申請に係る特許番号】  
特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号、 特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号、  
↑  
----- 事件の表示の区切りには読点「、」を付します。

#### ロ. 作成上の注意事項

- (a) 多件一通方式による手続は、書面手続に限り行うことができます。
- (b) 登録免許税の納付に係る収入印紙は、別の用紙にはります。
- (c) 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載し、その次に「【手続の補正に係る事件の表示】」及び「【表示更正登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る特許番号を記載します。
- (d) 登録免許税が課されない登録の申請をするときは、「【登録の目的】」の欄の次に「【非課税である旨の申出】」の欄を設け、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」のように記載します。
- (e) 出願に係属中の事件（平成2年12月1日以降の出願）については、各件ごとに電子化手数料が必要になります。

### 3. 電子手続への適用

電子手続についてもこの原則が書面手続に準じて踏襲されます。

一件一通主義の原則を前提とした特許等関係法令の規定を適用することとなります。

#### (1) オンライン手続における入力事項・様式

オンライン手続について入力すべき事項は、特許等関係法令に規定する書面に記載すべき事項であり（例施規10の2(1)）、その入力はその様式によりしなければなりません（例施規11）。

#### (2) 電子手続の法令適用

オンライン手続は、書面の提出により行われたものとみなし、書面に基づいて手続を行うことを規定する特許等関係法令の規定を適用します（特例法3(3)）。

### 4. 原則から外れる手続の特例

一件一通主義の原則から外れる手続が認められます。

申請人の負担と事務処理の効率性との均衡を考慮し、手続の円滑な処理を図るもので、次のとおりです。

- (1) 特許法施行規則第9条の3、第10条、第27条の4及び第31条に規定するもの
- (2) 特例法施行規則第6条及び第12条に規定するもの
- (3) 併合手続（方式審査便覧122.01）

2以上の特許出願又は実用新案登録出願に係る次の手続については、出願の法域が同一であり、手続をする者及びその者の代理人が同一である場合に限り、同一の書類で書面の提出により行うことができるものとします。

① 電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出  
書式第29

【書類名】 手続補足書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【補足をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

⑨ 又は 識別ラベル

【補足対象書類名】

【補足の内容】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、次のように「【別紙】」と記載して特許出願の番号（第2番目以降に記載する特許出願の番号の前には読点「、」を付すこと。）を記載した書面を別紙として添付しなければならない。

【別紙】

特願○○○○－○○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○○、

特願○○○○－○○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○○、

- 2 その他は、特例法施行規則様式第32の備考と同様とする。

② 包括委任状の援用の制限の届出

書式第 28

【書類名】	包括委任状援用制限届
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【手続をした者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	
【届出の内容】	
【援用を制限した代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	

⑨ 又は 識別ラベル

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄、並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

⑨ 又は 識別ラベル

〔備考〕

1 特許出願人が届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して特許出願の番号（第2番目以降に記載する特許出願の番号の前には読点「、」を付すこと。）を記載した書面を別紙として添付しなければならない。また、特許出願人及び特許権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を【手続をした者及び特許権者】と記載し、「【別紙】」の次に「【届出に係る事件の表示】及び【届出に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び特許番号を記載する。

① 【別紙】

特願○○○○－○○○○○○○、	特願○○○○－○○○○○○○、
特願○○○○－○○○○○○○、	特願○○○○－○○○○○○○、
特願○○○○－○○○○○○○、	特願○○○○－○○○○○○○、

② 【別紙】

【届出に係る事件の表示】

特願○○○○－○○○○○○○、	特願○○○○－○○○○○○○、
-----------------	-----------------

特願○○○○－○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○、  
特願○○○○－○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○、

【届出に係る特許番号】

特許第○○○○○○号、特許第○○○○○○号、特許第○○○○○○号、  
特許第○○○○○○号、特許第○○○○○○号、特許第○○○○○○号、  
特許第○○○○○○号

2 その他は、特例法施行規則様式第7の備考と同様とする。

## 5. 提出書面の省略

出願等の手続において提出すべきとされる証明書その他書面については、申請人の手続負担の軽減と特許庁の処分の実質性、効率性を考慮し、一定の条件のもとに、他の事件について提出したものを援用するという手続方式を省令で定め、その提出の省略を認めています。

### (1) 提出書面の省略

- ① 特許法施行規則第9条の3の規定による包括委任状の援用（実施規23(1)において準用）
- (A) 手続をする際の代理権の証明については、特例法施行規則第6条第1項の規定によりあらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」といいます。）を援用してすることができます。〔包括委任状については第一章第四節参照〕
- (注) 特例法施行規則の施行日前にした特許出願、実用新案登録出願及びその出願に係る手続についても包括委任状を使用することができます。
- (B) 包括委任状の援用の制限の届出（例施規7、特施規9の3(2)）があったとき又は包括委任状の取下げ（例施規8）があったときは、これらの手続後は当該事件に係る手続について包括委任状を援用することができません。

② 特許法施行規則第10条の規定による提出書面の省略（実施規23(1)において準用）

(A) 特許法施行規則第10条第1項

同時に2以上の手続をする場合において、提出すべき証明書の内容が同一であるときは、1の手続についてその原本を提出し、他の手続については、その旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができます。

対象となる証明書は、特許法第30条第3項若しくは第43条第2項（同法第43条の2第2項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）及び第43条の3第3項において準用する場合を含む。）、特許法施行令第10条、特許法等関係手数料令第1条の3、産業競争力強化法施行令第17条から第19条まで、又は特許法施行規則第4条の3、第5条から第7条まで、第8条第1項、第9条第4項、第11条の5第2項、第25条の7第7項、第27条第1項、第2項、第3項前段若しくは第4項前段、第27条の2第1項若しくは第2項、第27条の4の2第5項（同条第7項で準用する場合を含む。）、第31条の2第8項、第38条の2第4項、第38条の6の2第5項、第38条の14第4項（同条第6項において準用する場



合を含む。)、第69条第3項前段若しくは第69条の2第3項に規定するものです。

(B) 特許法施行規則第10条第2項

他の事件について既に証明書を提出した者は、提出した証明書の証明事項に変更がないときは、当該手続については、その旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができます。この場合において、特許庁長官が特に必要と認めるときは証明書の提出を命ずることができます。対象となる証明書は、(A)に記載のものと同様です。

③ 特許法施行規則第31条の規定による提出書面の省略（実施規23(2)において準用）

国内優先権の主張を伴う出願について、先の出願に提出した新規性喪失の例外の証明書が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます。（特施規31(1)）

変更出願の際に、もとの出願について提出した特許法施行規則第4条の3から第7条まで、第8条第1項の規定による証明書、又はもとの願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます。（特施規31(2)、(3)）

実用新案登録に基づく特許出願の際に、その実用新案登録について提出した特許法施行規則第4条の3から第7条まで、第8条第1項の規定による証明書、又は願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます。（特施規31(4)、(5)）

## 6. 押印、署名と電子手続

(1) 書面への押印の義務

書面には、その提出者の印を押すこととされています（特施規1(3)）。

その者が外国人にあつては、外国人の署名捺印及び無資力証明に関する法律第1条第1項の規定により、署名をもって捺印に代えることができます。

従来（特例法施行前）から書面手続における本人確認には、この書面上の印影、署名を用い、当該手続が、手続者として記載された本人の意思により行われたかどうかを確認しています。

(2) 電子手続における本人確認等

特例法施行後においては、特定手続である出願、及びその出願に係る手続における本人確認は次の方法により行っています。

① 電子手続

<インターネット出願>

イ. 回線について

インターネットに接続されたネットワークを利用しています。

ロ. 本人認証方法

申請人識別番号と、利用者が事前に登録した「電子証明書」の組み合わせが、各手続毎に行われるクライアント認証で使用される利用者の「電子証明書」と一致し、かつその電子証明書の信頼性をブリッジ認証局に問い合わせ確認しています。

## ② 書面手続

書面上の印影又は貼付された識別ラベルを本人確認に用います。

特例法施行前にされた出願に係る手続の本人確認には、書面上の印影を用います。

## 7. 提出の効力発生と電子手続

### (1) 書面の提出の効力発生時期

特許等関係法令には、書面手続に係る書面の提出（差出）の効力発生時期について、一般原則的な規定は設けられていません。

特許法第19条では、原則到達主義によることを前提として、願書又は提出の時的制限が定められている書面の提出について、郵送により行われた場合のその効力の生じる時期を規定しています。その時期は、願書等を郵便局に差し出した際に発行される郵便物の受領証により証明された日時、その郵便物の通信日付印により表示された日時、等です。

※在外者は特許管理人（日本国内に住所又は居所を有する代理人）によらなければ手続をすることができませんでしたが、平成28年4月1日より、特許出願（分割出願、変更出願等を除く。）並びに先の特許出願を参照する旨の特許出願における先の特許出願の認証謄本を提出する物件提出書及び欠落補完における優先権主張基礎出願の写しを提出する物件提出書の提出については、在外者が自ら行うことができるようになりました。なお、外国からの航空便等による手続は、特許法第19条は適用されないため、願書の特許庁への到達日が出願日として認定されます。

### (2) 電子手続における効力発生時期

オンライン手続においては、特許庁のファイルへの記録の完了時点をもって特許庁に到達したものとみなされます（特例法3(2)）。

## 8. 期間

### (1) 期間の種類

#### ① 法定期間

手続をすべき特許法等の法律又はこれらの法律に基づく命令により定められている期間

#### ② 指定期間

手続をすべき期間が特許庁長官、審判長、審判官により指定される期間

### (2) 期間の計算（特3）

#### ① 期間の計算は、次の規定によります。

- a. 期間の初日は算入しません。ただし、その期間が午前0時から始まるときは算入します。
- b. 指定期間は、特許庁から当該書面を発送した日の翌日から起算します。
- c. 期間の定め方を月又は年でしたときは、暦に従います。月又は年の始めから起算しないときは、その期間は、最後の月又は年におけるその起算日に相当する日の前日で満了します。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日で満了します。

10月10日（起算日）から3か月 → 1月9日（月の途中から起算する例）

10月30日（起算日）から4か月 → 2月28日（応答日がない場合の例（うるう年の場

合は2月29日)

- ② 出願、請求その他の特許に関する手続についての期間の末日が、行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から12月31日まで、1月2日、3日）に当たるときは、その翌日をもってその末日とします。

なお、特許法第4条及び第5条の規定による期間の延長をした場合において、もとの期間の末日が行政機関の休日に当たったときは、その翌日をもとの期間の末日とせず、もとの末日から延長する期間の計算がされます。

## 9. 期間の延長

### (1) 法定期間の延長（特4）

手続すべき者が在外者である場合又は手続すべき者若しくはその代理人が次表に掲げる地に居住する場合は、次に掲げる法定期間の延長を職権により認めています。

- ① 実用新案登録に基づく特許出願の期間（特許法第46条の2第1項第3号の期間に限る。）
- ② 拒絶査定不服審判の請求期間
- ③ 再審の請求期間

なお、延長の期間は、次表に掲げる地に居住する場合は15日とし、在外者である場合は60日としています。ただし、拒絶査定不服審判の請求期間については、在外者のみ1月としています。

東京都	伊豆諸島、小笠原諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

### (2) 指定期間の延長（特5）

次に掲げる書類その他の物件の提出について、指定期間内に対応できない場合には、請求により指定期間の延長が認められます。なお、請求のための合理的な理由は不要です。

- ① 特許法第39条第6項の規定に基づく指令書に応答する書類
- ② 特許法第194条第1項の規定に基づいて特許庁長官又は審査官より提出を求められたものを提出する物件提出書
- ③ 特許法第48条の7の規定により提出することができる意見書

#### (1) 指定期間内に行う期間延長請求

手続すべき者が国内居住者である場合には、1通の請求で2か月、手続すべき者が在外者である場合には、1通の請求で2か月（上記①、②の場合は3か月）の期間延長が認められます。

提出できる期間延長請求書は国内居住者及び在外者ともに1通のみです。手数料は2,100円です。

(2) 指定期間経過後に行う期間延長請求

指定期間経過後であっても、指定期間に2月を加えた期間内に期間延長請求を行ったときは、  
手続すべき者が国内居住者である場合及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で2か  
月の指定期間の延長が認められます。

提出できる期間延長請求書は国内居住者及び在外者ともに1通のみです。手数料は4,200円です。ただし、(1)の延長が認められたときは、指定期間経過後の延長はできません。

なお、指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2か月の延長を求め。」のように記載します。また、指定期間経過後に期間の延長をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書(期間徒過)」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2か月の延長を求め。」のように記載します。(特施規様式第2の備考21)

また、拒絶理由通知に対する意見書の指定期間についても、請求により延長することができます。その期間延長の詳細については、「第十八節 拒絶理由通知に対する応答について」にある指定期間の延長を参照してください。

- (3) 手続する者及びその代理人の責に帰することができない理由によって、指定された期間内に手続をすることができないと認める場合には、もとの指定期間と異なる期間を指定し、又は必要な期間の延長を認めることができます。